

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令の一部を改正する省令案」及び「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項の一部を改正する告示案」に対する意見

[氏名]	NPO 法人 国際環境政策研究所 理事長 小杉 隆
[住所]	千代田区永田町 2 - 9 - 8 - 7 0 1
[電話番号]	03-3504-9030
[FAX番号]	03-6268-8539
[電子メールアドレス]	info@iriep.org
[意見 1]	
<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）<ul style="list-style-type: none">・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規則に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令（平成 24 年経済産業省・環境省令第 8 号）別表の一の下欄に、環境大臣の確認の対象となる OECD 加盟国向けに輸出する特定有害廃棄物等として、再生利用目的で輸出される鉛蓄電池を加える。・ 意見内容 概要に記されている改正の内容を、実際の「特定有害廃棄物等の輸出入等の規則に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令案」として、具体的に示されていないので良く分かりません。 改正される内容は、「OECD 加盟国向けに再生利用目的で輸出する鉛蓄電池は、非 OECD 加盟国と同様に環境大臣の確認対象とする」だと思います。 省令の別表には、地域と特定有害廃棄物等の項目が示されています。それぞれ、どのような内容となるかを示して意見を募集するべきです。・ 理由 変更内容を確認するうえで、改正前と改正後を比較する文書を作成し、国民に分かりやすくするべきです。	

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令の一部を改正する省令案」及び「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項の一部を改正する告示案」に対する意見

[氏名]	NPO 法人 国際環境政策研究所 理事長 小杉 隆
[住所]	千代田区永田町 2 - 9 - 8 - 7 0 1
[電話番号]	03-3504-9030
[FAX番号]	03-6268-8539
[電子メールアドレス]	info@iriep.org
[意見 2]	
<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>③ 運搬者及び処分者が鉛蓄電池を環境の保全上適正に運搬及び処分する能力を有しており、かつ、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準及び条約第 4 条 2（e）に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実であると認められること。</p> <p>・ 意見内容</p> <p>「我が国において環境の保全上の観点から求められる水準」とは、どのような内容か不明確です。事業者が輸出をする場合において、輸出条件を満たすことができないような基準は、先のバーゼル法見直し専門委員会で指摘があった、「資源の国内循環のためバーゼル法の輸出規制を強化」に値します。WTO 協定上の自由貿易の障壁とならないように注意する必要があります。</p> <p>OECD 加盟国への鉛蓄電池の輸出規制は、韓国の不適正事例が大きく影響しているのは理解できますが、条約の締約国会議で決定された環境の保全上の基準とは別に、我が国の環境の保全上の観点を加える目的が明確ではありません。目的を含めた回答をお願いします。</p> <p>・ 理由</p> <p>鉛蓄電池の輸出において、環境大臣の確認する内容が非 OECD 加盟国向けの確認より厳しくなっている気がします。バーゼル法見直し専門委員会の報告書の方向性（3-(2)-①）にはなかった内容です。</p>	